

別表十三（九）の記載の仕方

- 1 この明細書は、法人が措置法第67条の4（転廃業助成金等に係る課税の特例）の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 措置法第67条の4第5項の規定の適用を受ける場合には、「特別勘定に経理した金額17」の欄には、同項に規定する期中特別勘定の金額を記載します。